

住民基本台帳の閲覧制度について

1 閲覧できるもの

住民基本台帳のうち、氏名、出生年月日、男女の別、住所に係る部分の写し

住民票を磁気ディスクにより調製している市町村長は、住民基本台帳に代えて閲覧に供するため、当該台帳に記録されている事項のうち、氏名、出生年月日、男女の別、住所の4項目を記載した閲覧リストを作成している。

2 閲覧の請求方法

閲覧を請求する者は、次の事項を明らかにしなければならない。

請求事由

請求者の氏名及び住所

請求に係る住民の範囲

3 閲覧の拒否

閲覧の請求が不当な目的によることが明らかなとき、又は閲覧により知りえた事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他この請求を拒むに足りる相当な理由があると認められるときは、当該請求を拒むことができる。具体的には次のとおりである。

請求事由が明確でない場合で質問や関係文書の提出に応じない場合、また請求事由から閲覧を必要とする理由が全くないと認められる場合

他人の住民票の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性ないし合理性がないにもかかわらず、その記載事項を探索したり、暴露したりなどしようとするような不当な目的による請求の場合

閲覧により知りえた事項が不当な目的に使用される蓋然性の高いときなど。

天災等により住民基本台帳を亡失、き損したとき、請求者が手数料を納付しないとき、多数の閲覧請求者が競合したとき等においては、法令に規定がなくとも請求を拒否できる。